

平成26年第4回士別市議会定例会会議録（第4号）

平成26年12月18日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 1時43分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第92号 権利の放棄について（士別開発公社）

日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 4 意見書案第20号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について

意見書案第21号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について

意見書案第22号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を求める意見書について

意見書案第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について

意見書第24号 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書について

意見書案第25号 日ロフェリ一定期航路の存続に関する意見書について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木 勲君

市立病院 事務局 長	三好信之君
---------------	-------

教育委員会 会長	五十嵐紀子君	教育委員会 会長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部 長	菅井 勉君		

農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局 長	小ヶ島清一君
-------------	-------	----------------	--------

監査委員	吉田博行君	監査委員 局長	石川 誠君
------	-------	------------	-------

事務局出席者

議会事務局長	石川 敏君	議会事務局 総務課 長	浅利知充君
議会事務局 総務課 主査	前畑美香君	議会事務局 総務課 主任主事	檜木孝士君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。15番 粥川 章議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第92号 権利の放棄について(土別開発公社)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第20号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について

意見書案第21号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について

意見書案第22号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を求める意見書について

意見書案第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について

意見書案第24号 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書について

意見書案第25号 日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書について

以上報告する

平成26年12月18日

土別市議会議長 丹 正 臣

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。6番 谷 守議員。

○6番(谷 守君)(登壇) おはようございます。

まず初めに、この一両日の数年に一度という暴風雪の影響で被害を受けられました地域の皆

様には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、平成26年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一括方式にて一般質問をさせていただきます。

まず初めに、2点目の市庁舎建設計画についてであります。初日の大西議員の答弁にて理解できましたので、割愛させていただきますが、一言述べさせていただきます。先月、土別市中期財政フレームを示され、財政状況が一層厳しい中で市の庁舎建設になるかと思えます。答弁にありましたとおり、市民検討委員会の立ち上げ等種々の計画を今後充実させ、50年に一度の大事業ということでもありますから、市民に納得のいく市庁舎建設事業としてほしいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、空き家対策についてであります。これについても先日の村上議員とテーマが同じでしたが、できるだけ重ならないように進めていきたいと思っております。

この空き家対策の問題、公共施設の老朽化した建物、いわゆる使われなくなった旧学校校舎などとあわせて本来ならくくりで取り上げたいところではありましたが、前回第3回定例会において、総合的な公共施設マネジメント計画の策定により、遊休施設解体計画を盛り込みながら今後継続するもの、運営のあり方を見直すもの、廃止するものを明確にしていき、また解体費等の財源についても、国が求める公共施設等総合管理計画を作成した場合、起債することができるようになったという種々の明快な答弁をいただきましたので、この分野は今後の計画に期待するところであります。

さて、本題の空き家対策についてであります。

少子高齢化や人口減少に伴い、放置されたまま老朽化する空き家が急増し、大きな社会問題となっているのは周知のとおりであります。総務省の調査では、昨年10月1日現在で全国の空き家数は820万戸に上り、総住宅数に占める割合も13.5%といずれも過去最高を記録しました。

戦後の住宅事情を振り返ってみると、高度経済成長期には住宅が圧倒的に不足しており、そこで新築住宅をつくり続け、そのことが日本経済を押し上げることにもつながっていました。1968年時点で総住宅数が総世帯数を上回り、バブル崩壊後の90年代も新築建設は続いており、この間空き家が少しずつ潜在的に増えていました。このままのペースでいけば30年後には空き家率が4割を超えるというレポートもあるほどであります。このような状況の中、残念ながら過疎化が進む本市においても空き家率は全国ベースを上回っていることが予想され、目に見えて増加しているところであります。

防犯や防災、衛生面や景観上からも、長年放置されている空き家の存在は市民生活に不安をもたらすばかりでなく、安心して安全なまちづくりの視点から早急に取り組むべき課題と考えます。この問題は、今回もそうではありますが、今までの一般質問にも数多く取り上げられているところであります。私自身も市民からの相談が多く、今後も避けて通れない差し迫った問題として取り上げさせていただきました。

この件のこれまでの本市の答弁をまとめてみますと、本来、空き家の管理については所有者の責任において行われるべきものではあるが、管理不全のもの、特に倒壊もしくは倒壊のおそれのあるものは所有者などに連絡をとり対処してもらい、死亡や不明などは法定相続人に連絡し、それでも不明な場合は立入禁止などの対応を行うほか、緊急措置としてブルーシートなどを使用し飛散防止などの対策を講じるなどして、一定の処置をしていただいているという答弁でありました。相応の対応をしていただいているものと思います。

また、正確な空き家の数については農村部の実態調査は行っているが、市街地区についてはまだ把握していないということでありました。しかし、最近その数がまとまったということで、先日の答弁では355軒の空き家を現地確認し、そのうち11軒は危険空き家ということでありました。

次に、この空き家対策の課題として、行政代執行や私的財産の関与、調査権限等の問題など、現在、政府与党が検討している空き家等対策の推進に関する特別措置法案の動向を注視しながら、今後条例制定も踏まえた上で、検討していくということでありました。そんな中、11月19日、空き家問題の対策を盛り込んだ議員立法の空き家対策特別措置法案が参議院本会議で全会一致で可決成立しました。内容は、国土交通、総務両省に空き家対策の基本方針を義務づけるほか、空き家の所有者を把握して対策を実施しやすくするため、市町村が固定資産税の納税情報を活用できるようにすることが柱。市町村には倒壊のおそれがある危険な空き家への立入調査や撤去や修繕を所有者に命令できる権限も付与し、所有者が命令に違反した場合、50万円以下の過料も課せられるとのこと。交付後3カ月以内に施行、市町村による危険な空き家の立入調査や撤去などに関する規定、施行は6カ月以内とした。そんな内容であるようでありました。

空き家条例は本年4月1日現在、道内で32市町村、全国では355カ所で制定されているようでありました。条例を制定するだけでもそれだけで抑止効果はあるとする報告もありますので、動向を注視していた空き家対策特別措置法案が可決成立された上で、今後のスムーズな対応を期待するところであります。

ところで、空き家の種類を使いそうな空き家と危険な空き家に区分すると、使いそうな空き家は民間レベルで動くことが可能ではありますが、危険な空き家については行政の対応が必要になってくると思います。私も住宅流通のある意味では専門家として、空き家対策については使命感を感じ対処しているところではありますが、後者、危険な空き家についてはなかなか出番がないところであります。使いなくなった危険な空き家を所有者にかわって解体する行政代執行を行った場合、その費用を求償できるかなど課題があり、そうなる前に何らかの対策を講じる必要が迫られてきます。

ここで、士別市住宅改修促進事業及び士別市住宅新築促進事業について触れてみたいと思います。この事業は、それぞれ平成25年度決算の中で、決算実績2,960万円、1,500万円、総事業費がともに3億3,000万円程度の事業実績となっていますが、直近2年程度のそれぞれの建築を行った建設業者の数、その効果等、またアンケート調査等もいろいろ行っているようであり

ますので、わかる範囲でよろしいですので、この際お知らせいただきたいと思ひます。

この事業は言うまでもなく、地元建設業者に工事を発注した場合、住宅については20万円を、新築については上限100万円を助成するものであります。利用者にとっては大変ありがたいものであり、本市にとっても一定の経済効果、経済対策につながっているものと思ひいたします。そこで、今回の提案はこの事業を空き家対策として盛り込めないかということであり、住宅改修事業には、空き家の撤去費、解体費として取り壊しを行う所有者に20万円、新築事業には、空き家つきの土地を購入してその土地に住宅を新築する場合に、建て主に上限100万円と別枠で20万円の助成を行ってはどうかというものであります。

前述いたしました使えそうな空き家は、住宅を改修することにより、耐用年数が延び、危険な空き家の予備群にはなりません、危険な空き家は最終的には取り壊しの道しか残されていません。本来、空き家の管理は当然所有者の責任において行わなければならないものであります、今後更なる危険な空き家を増加させないため、この提案をするものであります。この士別市住宅改修及び新築促進助成事業、目的は住宅建設を促進する事業であるということは認識しておりますが、空き家対策の一端を担うものとして盛り込めるよう弾力ある判断をお願いいたします、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷議員の御質問にお答えいたします。

空き家対策につきまして、国の対策、あるいは今後の市の取り組みについて御質問、御提言を賜りました。

この内容につきましては、昨日、村上議員の御質問にお答えをいたしたとおりでございますが、現在241軒について再度調査を行いまして、これらを空き家バンクも含めて今後の取り組みについて昨日答弁申し上げたとおり進めてまいりたい、こう考える次第であります。

そこで、士別市住宅改修促進事業と士別市住宅新築促進事業についてのお尋ねであります、関連もありますので、店舗改修事業も加え、制度創設以来の事業実績についてお答えいたします。

まず、快適な住環境の整備及び市内建設産業の振興を目的としている住宅改修促進事業は、平成21年度に創設し、過去5年間での対象件数は762件、助成額は1億5,240万円、事業費総額で約16億9,000万円となり、市内73社の建設関連業者により施行されております。また、住宅新築促進事業は平成22年度に創設し、過去4年間での対象件数は54件、助成額は5,228万円、事業費総額は約12億円で、かかわった建設業者は16社であります。

更に、中小企業者等が地域住民との触れ合いを深め、商店街の活性化を推進することを目的としている店舗改修事業については20年度に創設し、過去6年間の対象件数は83件、助成額は7,570万円、事業総額は約2億9,000万円で、かかわった建設業者は26社であります。これら3事業での事業費総額は約32億円で、市からの助成金約2億8,000万円に対しておおよそ11

倍となるなど、地域経済に及ぼす影響は大きなものがありますし、そのほか、建設関連業者にとっても受注件数の増加や新規顧客の開拓、リピーターの確保といった事業効果も見られます。

次に、25年度に実施したアンケート調査結果についてであります。

まず、当該助成制度が始まったことで、新築住宅や住宅改修の受注が増えたかどうかについては、新築については回答事業所の40%、改修では86%の事業所で受注件数が増えたと回答しており、また助成制度を市内業者に限定して実施していることに対して、93%の事業所が市内業者に限定することで波及効果を感じているとの回答があり、更に新築または改修工事の完了後に別件の工事の受注の有無では、68%の事業所で引き続き受注があり、本事業をきっかけに1回の受注に限らず、継続的な顧客の確保につながっている効果も確認できました。そのほかでは、住宅改修につきましては、100万円以上の工事を助成の対象にしておりますが、そのことで工事内容を見直したケースがあったかどうかでは、89%の事業所で工事金額の増加もあったとの回答もありました。

一方、助成制度を利用された市民の声として、助成制度があることがきっかけで工事に踏み切ったという方が44%、また今回の工事を発注した業者に別件の工事が発生した場合、引き続き発注するが78%あることから、新規顧客の開拓と結びつきでは大きな効果があったものと考えております。

更に、今後の事業継続の是非については業者対象では93%、利用者対象でも82%の方が継続すべきとの回答があり、こうしたことも十分勘案し、私のマニフェストで29年度までの4年間、事業の継続実施を決定したところであります。

この間、空き家を住宅取得し、転居するにあわせ改修を行ったケースは過去5年間で38件あり、また空き家を取得の上、基礎を残した状態で解体し改築したケースは1件であり、それぞれ20万円の助成を行いました。

そこで、谷議員から住宅改修促進事業及び住宅新築促進事業の中に危険な空き家対策として、20万円を加算してはといった御提言がありました。空き家の管理は当然所有者の責任において行われるべきものであり、昨年12月の議会で菅原議員の質問で答弁したように、市による撤去費用の一部助成や行政代執行を行うなどについては、私的財産への関与となるため多くの課題がございます。お話しのように、防犯や防災、衛生面や景観上の問題などから、安心で安全なまちづくりを主な目的とする空き家の撤去対策と、一方で快適な住環境の整備及び市内建設産業の振興を目的としている住宅改修及び新築促進事業では、それぞれの事業が求める方向性は違うものと考えております。

さきの村上議員にもお答えしたとおり、空き家対策としては今後の国の動向を注視していくとともに、市内における活用可能な空き家物件については、地域担当職員による物件調査を整備するほか、空き家バンクの取り組みについても今後調査研究を進めていく考えであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 2番、喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 皆様、おはようございます。

平成26年第4回の定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問を3点用意させていただきました。

先日、十河剛志議員から市立病院の改革についての御質問があり、その部分につきましては重なりましたので、割愛をさせていただきます。本日は2点質問を一問一答方式でさせていただきます。

1点目は、士別独自の経済対策についての質問であります。

先般、士別商工会議所より要望がなされておりました。重複いたしますが、その辺については御理解と御見解をまたお伺いしたいと思います。

先般、衆議院議員選挙が終わりまして、アベノミクス効果をどう捉えるかという本筋をもって臨んだという与党の考えでありましたが、我々の住む道北においては、まだまだその効果が得られたというふうには実感はできていないと思います。重ねて、円安や原油・原材料の高騰、更には電気料金の再値上げは企業収益を圧迫し、市民の生活にも大きく影響を与えております。とりわけ消費心理にも大きな影響を与え、本市中小企業、商店、小売店にも大きな打撃となっておりますことは周知のとおりだというふうに思っています。

そんな中においても、商店街は数々の策を講じており、せんだつても賑わい創出事業を2度ほど空き店舗を活用しながら開催をしたことは記憶に新しいところであり、この事業については、行政からの協力も得ながら、また集客やイベントの内容についても知恵を、そして労力をお借りしながら協力を得て成功に導いたというふうに思っております。ただし、このイベントというのはあくまでも一過性のものであり、継続するには商店街の高齢化と場所の問題も含めて、かなり困難な状況にあるのは現実のところであります。

このような経済状況の中、平成23年には行政の御支援のもと、地域経済活性化の一環として地域振興券の事業が実施されました。結果は、市民生活に還元がなされ、短期間において消費喚起がなされ、中小小売業の来客数と売り上げの増加につながり、本市の経済の活性化に大きな影響がなされました。とりわけ流通においては、市外における流通がこのときにはやはり市内に戻ってきたというのも現状であります。このことを踏まえながら、先般、先ほども申し上げたとおり、商工会議所では特別要望としてプレミアムつき地域振興券発行事業に伴う行政支援についての要望がなされました。この点いま一度私も質問とさせていただきますし、また支援がなされるのかをここでお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、まちづくり対策の推進についてのもう1点の中で、先ほども住宅関連事業の助成のお話がありましたが、ここでは地材地消ということでお話をさせていただきたいと思っております。

道では、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材、地域材の利用を促進するため、平成23年3月に北海道地域材利用推進方針を策定しました。この方針において、地域材の供給及び利用などに関する基本的な考え方を定め、木材産業関係者や地方自治体は合法性等の証明された地域材の供給や産地が証明された地域材の利用に努めることとしています。

そこで、地域の木材を地域で有効活用する地材地消の取り組みは、森林資源の循環利用や山村地域の雇用創出につながる重要な取り組みであると考えます。本市の住宅新築促進助成事業について、木材産地証明制度と合法木材証明制度が新たな合法木材証明制度になりましたことから、この制度による木材を利用した場合、地材地消によって森林を整備する、造材業者、製材業者、工務店への波及効果が期待されるため、現行の補助基準に新たな補助加算の支援を検討されてはいかがでしょうか。

コストが割高であることは十分理解しておりますが、サフォークランド士別ブランドの確立を多種多様な形分野の中で創出することも大事であることから、検討をお願いしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から士別独自の経済対策としてプレミアムつき地域振興券について答弁申し上げ、住宅関連助成事業については経済部長から御答弁申し上げます。

全国的な景気は、本年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から、生産活動あるいは消費において弱目の動きとなり、また円安や消費税で物価が上がり、勤労者の可処分所得も減少し、更に個人消費や設備投資の抑制もあり、GDP成長率が年率換算で2期連続マイナス成長となったことにより、安倍首相は消費税率の再引き上げを延期するなど、全体的に景気は後退傾向にあると言われております。

道北地域においても景気の回復が鈍く、金融経済概況での判断では着実に持ち直しているから持ち直しているに下方修正され、その要因として、個人消費の足踏み状態が続いていることが原因とされており、本市においてもいまだ実感が湧く景気回復とはなっておらず、特に市内商工業者を取り巻く環境は厳しい状況下に置かれていると認識しております。

国においては、消費の喚起と商店街などの地域経済の活性化を図るため、地域の商店街で使える地域商品券の発行や灯油購入に対する補助などによる消費刺激や、地域経済の活性化を柱とした14年度補正予算案を検討中との報道がなされております。

こうした中で、さきの井上議員にもお答えしたとおり、本年度初めての開催となったにぎわい市場は商店街への流入人口を誘引し、町なかのにぎわいづくりを目的に中心商店街振興組合が中心となり、2度にわたり中心市街地の空き店舗、空き地を活用して開催され、農・商連携による活気のあるイベントとなり、商店街のにぎわいづくりにつながったものと考えております。

また、サフォークランド士別プロジェクト、士別観光協会、士別市中央会、士別電設業協会の4者が連携し、羊のまち士別イルミネーションを設置し、合わせて中心部の飲食店をめぐるスタンプラリーの実施や年末カウントダウンイベントも予定されております。更に、朝日地区では朝日商工会が中心に商店街のにぎわいを呼び込むことを目的に、既存店舗と空き店舗を活用し、スタンプラリーイベント「復活！朝日町商店街」の開催も予定されております。このよ

うに、市民の消費行動を促すイベントを開催していくことは、客足を商店街に向かわせ、購買意欲を刺激する一つのきっかけづくりとして実効性があり、評価を得たところですが、イベントは一過性のものであるため、持続的な地域活性化対策も重要でありますので、引き続き士別商工会議所や朝日商工会、中心商店街振興組合と連携し、取り組みを進めてまいります。

そこで、先日28日に士別商工会議所より特別要望のあったプレミアムつき地域振興券についてであります。商工会議所としては、本年4月からの消費税率引き上げ、原油・原材料価格の高騰や電気料金の再値上げによる消費低迷に加え、地域からの消費流出など、極めて厳しい状況にあるため、地元購買力の充実強化により、にぎわいと活力ある町の構築を目指し、地域振興券を発行しようとするものであります。

具体的には、地域振興券の有効期間を平成27年6月1日から平成28年2月末までの9カ月間とし、発行総額4,000万円、プレミアム10%分の400万円を加算する事業で、プレミアム分及び事務費合わせて500万円の事業費のうち市から2分の1、250万円の助成により実施するという内容であり、市内の景気が低迷している中であって即効性のある事業として一定の経済効果も見込まれますことから、まずは今後の国の経済対策の動向を注視しつつ、支援につきまして検討してまいります。

以上、申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、住宅関連助成事業についてお答えいたします。

喜多議員お話しの北海道地域材利用推進方針については、国の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材を地域材と定義し、公共建築物などにおける地域材の利用促進に関する基本的な考え方等を北海道は平成23年3月に策定したものであります。

そこで、本市の住宅新築促進助成事業にかかわって、市内業者が新たな合法木材証明制度により証明された北海道産の地域材を用いて住宅を新築した場合、新たな補助加算を検討してはとのお尋ねがございました。道内で生産された木材を道内で消費する地材地消の取り組みは、森林から生産される木材等の収益を森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながり、森林林業の再生を図る上でも重要であり、地元士別産材に特定した利活用は大切なことと考えております。

こうした中、士別で生産され、市内で加工された士別産材の活用の可能性について、先月17日、市内の林業・林産業9社と意見交換会を行ったところでございます。この中で、素材生産業者からは、道産の地域材は全道各地からの木材であることから、士別産材に特定し利用推進すべきとの意見もありましたが、一方で、士別産材だからといって取引価格に反映することは少ない。また製材業者の方からは、輸入材と道産の地域材のほかに士別産材を区分することは、素材の集積や加工ライン、生産された製材のストックヤードを新たに区別することになり、コスト高につながることや士別産材の需要見通しが立たないことから、受注してから素材の仕入

れ及び加工となるため、納期が遅れるなどの意見が出され、こうした課題が解決されれば対応は可能との意見がございました。

一方、住宅施工業者からいたしましても、建築資材価格の上昇を初め、発注の煩雑さや工事期間の延長も考えられ、土別産材に限定した利用は消極的であると聞きしておりますし、建築主にとっても価格的なメリットは少ないものと思われまます。加えて、市外業者により住宅を新築した場合には、住宅新築促進助成事業の補助対象外となっていることなどを考慮いたしますと、新たな補助加算は難しいものと考えます。

しかしながら、意見交換会の中では、需要時期が明らかで一定量の利用が見込まれる市の公共施設での土別産材の活用を求める意見もございました。これまで市では、糸魚小学校やあいの実保育園、あけぼの子どもセンター、家庭菜園付高齢者共同住宅多寄団地において、道産材による木造化に努めてきた経緯もありますので、今後地材地消の観点から、公共施設における土別産材の活用の可能性について検討していく必要があると考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

地材地消の関係ですけれども、当然コストの割高については私どもも理解をしておりますし、いろいろな課題があるとは思っています。ただ、お話があったとおり、公共施設の中では使われているということを理解をしながら、その中にきちんとサフォークランド土別のブランドとして使っているんだということは、やはり市民の中に認知をしていただく必要があるのではないかとこのように思っていますし、今後の新築事業だとかいろいろなことを含めて、製材業者、施工業者さんには一部でもいいから、やはりコストの問題もあろうとは思いますが、サフォークランド土別で生み出したものが使われているんだという意識を持っていただくことも必要でないかなと。それがラブ土別・バイ土別にもまたつながるのではないかなというふうに思っております。その辺のことをまた業者さんにも含めて、お話をいただければありがたいというふうに思いますので、以上で、この質問を終わらせていただきます。

次に移ります。

（登壇） 2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、メディア活用によるまちづくり支援についてであります。

ここ近年、名寄市、剣淵町において映画やテレビなどのロケがされております。このロケ撮影を誘致しながら、映像の力やコンテンツを活用して、地域の情報や魅力を発信する動きが全国でも広がっているのは御承知のとおりだと思います。映画やテレビドラマのロケ地巡りやアニメの舞台にあつては聖地とも呼ばれ、観光客やファンがその地域を訪れる現象は最近よく聞きますし、地域のブランド化の確立が求められる中で、ロケを通じた地域の再発見や地域経済の活性化にも期待が集まっています。

製作者側から見ると、このロケ撮影というのは非常に手間や調整、手続など、大きな負担が

伴います。道路一つとってみても国道、道道、市道、私道など、所有者や管理者の同意や許可、警察への届けなどが必要ですし、スタッフの宿泊先の確保、車の手配、食事など、相当な時間と労力が必要となります。そこで、これらの手配や紹介、許可、手続などの代行や支援を行う組織がフィルムコミッションです。

本市においても、過去においてこのフィルムコミッションについて調査をされ検討されたこともあったとお聞きいたしました。コストのこともありなかなか前向きな検討には至らなかったと思いますが、間違いないのでしょうか。以前と比較をすると、全国各地で活用をされるところが増えているのも現状であるようですので、いま一度検証してみたいと思います。

さて、ここ数年のテレビ、ラジオ、インターネットなどのメディアの活用、自治体によって上手に活用されているところが増えてきております。本市においても模索をされているようですが、来年のひつじ年に向けての現在の働きかけ、また公開放送など、番組誘致の現状についてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、本市においては、グリーンパートナー事業が実施されていますが、お見合い番組の手法を活用しながら、参加対象者を広げながら新たな花嫁対策事業の模索、観光を絡めた取り組みなど、本市士別PRの有効な手法の一つと思っておりますが、考え方についてあわせてお聞かせをいただきたいと思っております。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

喜多議員お話しのとおり、映画やテレビドラマのロケ撮影を誘致することは、観光振興や文化の振興、そして地域経済の活性化にも寄与する取り組みであると考えております。本市では、これまでも、先日亡くなられた高倉 健さん主演の網走番外地シリーズのうち、昭和40年から42年の3年間に上映された3作品がロケ撮影されており、最近では平成15年にレンガ造り倉庫群において、竹野内 豊さん、常盤貴子さん主演のテレビ朝日系ドラマ流転の王妃・最後の皇帝が撮影され、そして平成19年には玉山鉄二さん主演のフジテレビ系連続ドラマ牛に願いをの収録が行われました。これは、東京の酪農学園に通う大学生が北海道で羊や牛、馬の飼育体験をするという内容でありまして、羊と雲の丘を中心に撮影が行われ、更に多寄町にあるJR瑞穂駅もロケ地として収録が行われたところでもあります。ことしも多くの市民の参画により、第8回目となる羊まつりが羊と雲の丘を会場に開催されましたが、このイベントが牛に願いをのロケが契機となって始められたことは御承知のとおりであります。

一般的に、番組内で撮影地や撮影に協力した自治体がテロップなどで明らかにされることで、テレビ放映後には観光客など多くのファンがロケ地をめぐるという状況が見られます。また、観光雑誌などの企画としてもロケ地をめぐる旅と題した特集などもあり、それを利用して地域の魅力を広くPRできるものと考えております。議員お話しのとおり、ロケ撮影地となるには各種使用許可や施設との調整など多くのニーズに応じていく必要があります。これまで本市でのドラマ撮影の際にも撮影場所の確保、交通機関との調整や関係者の宿泊、食事手配の要望が

あり、また100人を超える市民エキストラの確保も求められてきたところであります。

そこで、フィルムコミッションについてであります。現在本市は上川管内の市町村を対象地域とする旭川地域フィルムコミッションに登録をしております。これは、インターネットで閲覧ができ、登録地域ごとの情報を検索できるほか、全地域の中から自然風景、観光、スポーツ施設、文化、公共施設、お祭り、イベントなどのキーワードのほか、過去のロケ実績などからも検索できるようになっておりまして、本市では羊と雲の丘を初め、レンガ造り倉庫群、天塩岳、岩尾内湖や天塩川まつりなど15カ所を登録しております。実際の流れとしては、映画、テレビの映像関係者からサイト閲覧後に旭川地域フィルムコミッションに対し、撮影協力依頼があり、事務局より本市など各地域の窓口撮影に関する協議、各種手配などが打診され、受け入れ体勢などについて同意がされればロケ地として採用されることとなります。

喜多議員お話しのとおり、他市で行われている映画などのロケ撮影では、撮影現場で使用する家屋の建設経費は地元で負担するケースもあり、また映画及びロケ地PRに使用する公式グッズなどの購入費用や、出演者の肖像権に係る使用許可などに要する諸経費の負担は高額になるともお聞きをしております。こうした中であっても、インターネットで検索できるフィルムコミッションのサイトであります、ロケーションナビゲーションの利用を含む映像関係者からの利用問い合わせが、平成24年以降多く寄せられているとお聞きしております。

本市でのテレビ収録としては、情報バラエティー番組などで取り上げていただいたケースもありますが、近年映画、ドラマのロケ地までには至っておりません。このためにも牧歌的で雄大な羊と雲の丘、秀峰天塩岳、朔北の大河天塩川に代表される本市の魅力を発信し続け、他市におくることがないよう働きかけを行っていく必要があると考えております。

次に、来年のひつじ年に向けたメディアへの働きかけについてであります。来年を12年に一度の絶好の機会と捉え、羊によるまちづくり運動の更なる飛躍の年とするため、サフォークランド土別プロジェクトを中心に、官民一体となり、羊のまち土別を全国に発信する取り組みが進められております。

10月には、NHKを初め、道内在局の民放各局を訪問し、未年PR事業で取り組むひつじのまち土別年賀状デザインプロジェクト、さほっち&メイちゃんイラストデザイン募集、羊のまち土別イルミネーションを初め、今後実施するひつじ年カウントダウンイベントや羊のアートプロジェクトなどの企画内容を説明し、収録のお願いをしてきたところであります。今後におきましても、フィルムコミッションへの取り組みに加えまして、公開放送の番組誘致なども含め、映画、テレビ、ラジオなどのメディアへの働きかけを強化し、羊のまち土別の魅力の発信に努めてまいります。

次に、お見合い番組の手法を活用しながらの土別独自の花嫁対策事業を模索し、観光を絡めたPR活動についてであります。本市では、農業後継者の配偶者対策としては平成22年度からグリーンパートナー推進事業を実施しており、農産物の収穫体験など本市ならではの体験メニューも盛り込むなど、男女の出会いの場を設けたことで、これまで5組の御結婚があったと

ころであります。そこで、この事業にテレビなどメディアを活用することにつきましては、参加される方々のプライバシー保護や言動、行動もバラエティー的な放送内容となることも十分に考えられますので、難しいものと考えております。

また、観光を絡めた新たな花嫁対策事業の取り組みにつきましては、農業青年とは別に新たに幅の広い方々の出会いの場、きっかけの場を設けようとするのは理解をいたしますけれども、行政のかかわり方など整理すべき課題もございますので、まずは商工会議所など関係機関の御意見も伺ってまいりたいと、このように考えております。

以上、申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問ではないんですけども、2点ばかり、フィルムコミッションの件なんですけれども、やはり以前から比べるとコストは大分下がってきていると思うので、そこを含めて再検討といいますか、この地域の中で旭川管内、上川管内で多種多様な形で活用されていると聞いていますので、待つのではなくて、またこちらからPRするという方法も含めて、行ってどのぐらいのことがかかるかというコストの調べ方もまずしておくのも必要なというふうに思います。

それから、グリーンパートナー事業のお話をいたしました。これはグリーンパートナーに限らず、男女を問わず、やはりよそから人を連れてきて花嫁対策をするということが大事だと思います。その点においては、お見合い番組の手法を使いながらと言いつつも、そこに番組を通すとプライバシーの問題、副市長がおっしゃったとおりだと思うんですが、それではなくて、体験だとか観光を含めていく、グリーンパートナー事業の問題点というのは前回の決算委員会の中でありましたけれども、やはり男性が上手に話をできない。誰かがどういうふうな形の中でMCといいますか、していかないとならないというときには、何かの体験をすることによって、一つの体験をみんなですることによって、また違うパートナーといいますか、いい関係ができるのではないかなというふうに思いますので、体験と観光という部分においては士別市には非常に多くのものであると思いますので、絡めていただきたい。そこは観光協会との連携も含めてだというふうに思っております。

何より、12年に一度の来年のひつじ年を充実した飛躍の年にするためには、大切なことではないかというふうに思っております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 8番、岡崎治夫議員。

○8番（岡崎治夫君）（登壇） 第4回定例会に議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。

最初に、皆さん方には大変申しわけありませんが、私の不摂生から風邪を引きまして、途中せき込んだり、そういうお聞き苦しいところもあるかと思いますが、御容赦をお願いいたします。

それでは、市立病院の今後についてを先に質問させていただきます。

さきに、十河議員が市立病院について質問されていますので、私からは重複しない範囲でお伺いをいたします。

まず1点目は、今後の病院のあり方について、市長の基本的な考え方をお伺いいたします。平成26年の医療法改正により、医療機関の義務として本年10月から、各病院がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択して、都道府県に報告する仕組みになっております。いわゆる病床機能報告制度が導入されました。国はこの報告に基づき、団塊の世代が75歳（後期高齢者）になる2025年に向かって、各地域でバランスのとれた病院の分化を進めようとしています。既に第1回目の報告がされたようではありますが、その内容とこの報告制度が市立病院にどのような影響があるのか、更に2025年に向かってどのような機能の病院を目指していくのか、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、待ち時間の解消についてお伺いいたします。

本市の市立病院は待ち時間の長い、いわゆる3時間から4時間という長い時間なのが定評、また逆に悪評になっております。内科に限らず、各診療科においてもそのような状況であると聞いております。私は、特に出張医診療科においては、週に何日と制限がありますから、込み合って待ち時間が長くなっていることも伺っております。ですが、毎回待ち時間が長い診療科については大学病院などに御相談ををお願いをいたしまして、週に何日かの診療日の追加をするなど努力されておられると思いますが、対応についてお伺いいたします。

また、内科においては、消化器内科であります。予約制でもあり、2名の消化器内科の先生がおられるのに、なぜ手分けをして診察をできないのでしょうか、お伺いいたします。手分けして診察していただければ、院長先生には病院全体の運営、経営により努力していただき、更には待ち時間の短縮にもつながり、待ち時間の長い定評、悪評も打ち消されるのではないのでしょうか。市立病院のイメージを上げることにつながられ、当病院の運営、経営改革にも結びついていくと思いますが、お答えをいただきたいと思っております。

次に、整形外科の診察について、お伺いをいたします。

待ち時間の長い定評、悪評は整形外科にもございます。整形外科では待ち時間の長いことよりも診察体系にあるのではないのでしょうか。私もこの年ですから、整形外科にかかってようやく診察を受けております。その待っていたときに、ある患者さんが大分待たされたのではないかと思います。看護師さんに順番の確認をしておられました。そのとき、看護師さんはもう一人の先生が入院患者の回診をしておりますから、回診が終わってから来ますから、もう少しお待ちくださいと、そのような返事を患者さんに伝えておりました。

私はそばにいましたから、えっと思いました。私もこの日まで気がついていなかったのですが、濱田先生が名寄市立総合病院に移転され、その後後任の先生が就任されたわけですが、その就任された後に診察体系が変わったのではないかと感じております。午後休診になりました。2人診察体系も1人体制になっていたのも、びっくりしたところがございます。なぜ以前の診察体系から変えたのでしょうか。これでは待ち時間の長くなるのも当然だと思

ます。私も何回も入院いたしておりますが、個人病院と比較しては失礼かもしれませんが、外来患者の診察前か外来患者の診察が終わってから、入院患者さんの回診をされておることを存じております。

私は、何としてもどの診療科におかれましても、待ち時間を最小限にして外来患者の方を優先的に診察していかない限り、市立病院の再生はないものと考えております。関係者各位の御所見をいただきまして、この項の質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えいたします。

私から、市立病院の今後についてお答えし、待ち時間の解消と整形外科の診察については市立病院事務局長からお答えいたします。

今後、高齢化が進展し、医療、介護サービスの需要が増大していく中であって、患者それぞれの状態にふさわしい適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築するためには、医療機能の分化、連携を進め、各医療機能に応じて必要な医療資源を適切に投入し、入院医療全体の強化を図ると同時に、在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが強く求められています。

こうしたことを背景に、医療法が改正され、本年10月より医療機関が担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位を基本として都道府県に報告する仕組み、病床機能報告制度が導入されました。この報告により、都道府県は2025年における2次医療圏ごとの各医療機能の需要と必要量を含め、その地域にふさわしい地域医療構想を策定し、地域の医療機関や住民等が地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持つことができ、医療機関の自主的な取り組み及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化連携を進めようとするものであります。

既に、26年7月審査分の本市病院の入院にかかわるレセプト件数、手術総数と手術の内容、全身麻酔の状況、がん、脳卒中、心筋梗塞の治療状況、救急医療の状況などのほか、医師・看護師の配置、病棟ごとの入院患者の状況について報告をいたしましたものであります。この報告内容から考慮すると、病院ごとに入院患者に占める重症患者、急性期患者の割合を把握し、こうした患者が多い病院を急性期対応の病院として位置づけ、医師・看護師を集約したいとの考えが明らかなどころであります。

士別市においては、人口の減少に加えて高齢化に伴い、急性期の患者が減少する一方で慢性期の患者が増加していることから、この10月に療養病棟を再開したものであります。今後もこうした状況は変わらないものと推測され、療養病床の増床、更に一般病棟の体制について具体的に検討してまいります。

ただ、上川北部医療圏において、一般病床は現在また今後におきましても過剰な状況と見込まれている一方、療養病床にあっては2025年以降若干不足の見込みとされておりますが、この圏域の病床数のうち名寄と士別が大きな割合を占めているほか、士別地域の救急医療への対

応など他の医療機関との連携、協議が重要不可欠であり、今後示される地域医療構想を踏まえ、2025年に向かった病院像については、上川北部地域全体で検討しなければならない問題であると考えているところであります。

以上、申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） 私から待ち時間の解消と整形外科の診療体制についてお答えをします。

まず、待ち時間の解消についてであります。市立病院の現在の外来診療体制は、11の診療科を12名の常勤医に加え、旭川医科大学あるいは名寄市立総合病院などからの出張医の派遣により診療を行っております。患者数は曜日により異なりますが、今年度は10月までの平均で外来患者1日約500名となっております。特に内科は1日の外来患者が多く、予約患者に加え救急患者や新規患者の対応のため、その結果どうしても予約患者の待ち時間が長くなる場合があり、本年度実施した外来患者へのアンケートでも、待ち時間に対する御意見が多く寄せられたところでもあります。

特に、岡崎議員お尋ねの消化器内科につきましては、平成22年度は4名の固定医が在籍しておりましたが、現在は2名となり、外来の診療は水曜日、金曜日は旭川医大の出張医が当たり、月曜、火曜、木曜は院長が診察を行っておりますが、1日につき50名前後の予約患者に加え、予約外の患者も診察している状況にあります。また、現在医師不足から一般内科の患者のほとんどを消化器内科で対応していることから、入院患者も多く、1日平均約40人が入院しており、その診察に加え1日平均3人から4人程度の入退院患者の対応を行っております。特に内科系の患者は高齢な方も多く、急な入院となるケースや複数の病気を抱えている場合が多いことから、疾患の特定や入退院時の検査のほか、患者、家族の方などに十分な説明が必要であり、加えて入院中の患者の急変などもあり、その対応に相当の時間を要しております。

待ち時間に対する苦情が多いことは十分認識をしておりますが、こうした状況において、仮に2名体制で外来診療を行うと、入院患者の急変の際には、今よりも更に外来患者に長時間待っていただくことも考えられますので、現診療体制をとらざるを得ない状況にあることを御理解願いたいと存じます。

消化器内科の待ち時間の改善につきましては、これまでにも予約時間の設定を従来の14時30分から16時30分までに拡大することにより、実質的な待ち時間の短縮に努めたほか、待ち時間の長い患者への声かけ、電話連絡などにより、診察予定時間を御案内するなどにも取り組んできたところでありますが、更に改善に向けた検討を行ってまいります。

次に、整形外科の診察についてであります。

外来診療は、平成24年度は常勤医師が3名おり、常時2名の医師による外来診療体制をとっておりましたが、25年度からは常勤医が2名となりましたので、1名が外来、1名が10時まで外来、その後午前の病棟回診を行い、水曜、木曜の午後は手術、月曜、金曜の午後は検査、病

棟回診の後3時半から2名で外来を行い、火曜日の午後は濱田医師による脊椎専門外来を行っておりました。本年4月からは濱田医師の異動に伴い脊椎専門外来を閉診したほか、午後外来の患者が数名という状況であったことから現在休診としているものであります。整形外科は特に交通事故やけが、予定外の手術が数多く行われているほか、腰痛など急に痛みを訴えるケースも多く、こうした患者にあつては午後も対応しておりますが、学生などは授業終了後の診察を希望しているものと考えており、学生外来などの開設ができないものか、患者数の状況を踏まえながら今後検討してまいりたいと存じます。

ただいま申しあげました消化器内科、あるいは整形外科における課題の最大の解決策は、医師の確保にあります。御承知のとおり医師不足、偏在の中にあつて、大学医局においても地域枠の拡充など医師の確保に努めておりますが、現段階では派遣医師の増員は非常に難しい状況と伺っております。こうした状況から、市として、独自に医師確保に向けたあらゆる対策を講じる必要があります。今後、民間の大きな病院とローテーションとしての派遣や短期出張医など、大学医局以外からの医師の確保についても、積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） ただいま、待ち時間の関係について事務局長のほうから御説明がありました。非常に土別市の市立病院の待ち時間の長いということは、定評に今なってしまうておりますけれども、今答弁されましたように、消化器内科の先生が院長先生であるということもあるのかもわかりませんが、2人の医師がおられるんですから、何とかこのところを、今の答弁ではちょっと理解できない答弁でありましたので、2人に手分けして本当に、院長先生に負担のかからない、負担のかからないという言葉はちょっと当たらないかもしれませんが、そういうような形の中でもう一人の消化器内科の医師の方もおられますので、待ち時間を解消するためにその先生の診察も必要かと思えます。これもひとつ伺います。

それから、整形でございますけれども、今、濱田先生がおられました以前の体系を説明されました。そんな中で、整形の場合は内科とかなり違う要素があると思えます。けがで入院、それからそのほかの要因もあつて入院されている方であつて、急を要するようなそういう患者さんは、入院されている方ではないと私は思うんですが、急患で入ってこられる患者さんが整形の場合は多いかなと、今御説明がありましたとおり思えます。ですから、そういうことを踏まえて、何とか午前中の回診体系を患者さんを診終わった後に何とかしてほしいんですが、それは可能性がないのでしょうか。再度御答弁をお願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 三好局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 岡崎委員の再質問にお答えいたします。

まず、消化器内科の関係ですけれども、先ほども御答弁させていただきましたけれども、入院している患者さん、当然高齢者が多くてうちの消化器内科だけでなく、今現在ほとんど例えば肺炎とか、あとは血圧とかそういった部分のお年寄り、複合的な病気を持っている患者さ

んがほとんどになっています。そういう患者さんというのは、やはり高齢ということもあって急変するというのが、これは私たち病院の中にもしょっちゅう経験しているんですけども、やはりそういった患者さんに対して即対応しなければならない。そういう状況と、答弁の中でも申し上げましたけれども、大体1日平均3人の方が入院して四、五人退院するという繰り返しなんですけれども、入院のときに当たってはこういった病気、原疾患がどこにあるのかといった部分を検査して、そして患者さんに説明をしていくと。そして入院診療計画を立てるといったことで、1人当たり大体1時間ぐらいはお話をしていかなければならない。高齢の方ですので、必ず御本人でなくて患者さんの家族を呼んで十分な説明をします。退院に当たっても退院後の今度は在宅で治療していくのか、あるいは施設のほうに行くのかといった部分を、地域医療室とドクターと家族が一緒になって、今後の方針や何か話をしていくということになると、かなり時間がとられます。

確かに、そういう入退院とか余りない、患者さんが急変していないといったときには時間が、もしかすると予約外の患者なんか診られるときもあると思います。現実には予約はとれないんですけども、そういった時間があいているとき、そういったときに内科のほうに急に症状を訴えた患者さんが来られたときには、誰か先生手があいてないかということで、その先生に診ていただくというようなこともあるんですけども、5人でも10人でも予約を持ってしまうと、患者の急変があったときに、その患者さんをずっと待たせてしまうというような現象も起きるのかなど。実際消化器内科の先生を1人確保するか、あるいは一般内科の症状を訴えた予約外の患者を診られる先生に来ていただくというのが、今一番なのかなというふうには考えております。

それと、整形のほうなんですけれども、現実問題、実際に外来診療、今整形のところに張り出している外来表には整形1名の医師で、日がわりで1名の医師が外来診療に当たっているような格好になっていますけれども、これは昨年と変わっておらず、現実2名の医師が対応しています。ただ2名の医師のうちの1名は10時から午後回診、どうしても整形の場合、前の日手術や何かをします。そうすると、次の日のやはり朝回診というのがどうしても必ず必要になってきます。その状況変わらないかをどうしても1人の先生が診ていくと。今度午後からあいた時間については、入院している患者さんに今後どういう検査をしていくか、どういうリハビリをしていくかというのを先生方2人でちょっと診るといって、そういったような状況になっております。

現実問題は、去年と診察体系は変わっていないんですけども、1点だけ、午後の月曜日と金曜日やっていた3時半以降の午後外来という部分が、今現在は26年度はちょっと休診していると。それも学生さんが二、三名来ているという状況だったものですから、今休診しているんですが、現実には症状を訴えて病院に来られたときには、手術や何かやっているときには診られませんが、手術以外のときには整形の先生なり、整形の先生がいないときには外科の先生がまず一番最初の診察をするというような体制をとって、なるべく患者さんに御迷惑をか

けないような体制をとっていると。状況説明になりますけれども、そういうような状況です。

先生が増えれば外来を完全に2人でやるということも可能なんですけれども、今の2名の中ではやはりそれが精いっぱい体制というような状況になっています。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再々質問ではございませんが、今病院の改善策は一生懸命やっておられるという御答弁でございました。ですが、現実に士別の市立病院の待ち時間の解消は、なかなかおっしゃられているとおりにはいっていないのが現状であります。できるだけ市長さんを初め理事者の皆さん方と、また病院のサポートという、そういう組織もできておりますので、そういう方と患者さんの不信感の払拭を、できるだけ早く取り除けるような病院体制をつくっていただきたいと思っております。

（登壇） それでは、次の質問に移らせていただきます。

本市において、天塩川のPRをどうするかということでございます。東山に展望台をという私の御提言で御質問をさせていただきます。

本市は、恵まれた環境にあり、朝日町と合併し、天塩岳を源に天塩川流域が天塩町までの日本の川の中で4番目の長さで、北海道では石狩川に次ぐ2番目の長い川として知られておりますことは御承知のとおりだと思っております。

本市には、道内道外を問わず訪問される方が最近多くなってきております。そのときには、必ずと言っていいぐらい天塩岳を源に天塩川流域を紹介しておりますが、本市には天塩川の水でこのような恵みを受けているという、そういう説明、御紹介をできる場所がありません。それで、私は思うのですが、本市での基幹産業は農業ですとPRしております。更に、そのうちの6割以上が水田として天塩川流域にございます。それぞれの天塩川に頭首工というのがございまして、そこから水を導入して営んでいる田園地帯でもございます。更には、本市の市民の命を預かる上水道が東山にあり、その水源もこの天塩川にあるわけでございます。それと、冬期間11月から3月までにおいては市街の中での国道、道道、市道の一部分ではありますけれども、流雪溝が設置されており、その水源は下士別頭首工より導水いたしておることは御存じであると思っております。この下士別頭首工が稼働することにより、河川に生息する魚が上流に上れなくなりますので、この頭首工の横には魚道も設置されております。天塩川のPRに値する魅力がこの東山にあると私は思っております。

今、旭川開発建設部名寄河川事務所では、天塩川の下流に向かって右側を右岸、左側を左岸といい、堤防がついてございます。その堤防の上をアスファルト舗装に今されました。中士別中央橋から士別橋までの両側、更に士別橋から下の左岸では剣淵川合流地点の少し上流までなっておりますが、整備されていることを私は確認させていただきました。これも天塩川のPRになるのではないかと思います。アスファルト舗装になった経緯と魚道の設置について、できる範囲の御説明をお示しいただきたいと思っております。

このようなことから、当市街の一番近くを流れている天塩川のPRにふさわしい展望台を旭川開発建設部名寄河川事務所などと協議されて、東山に建設されてはいかがでしょうか。ここに展望台ができましたら、素晴らしい観光地ともなると思っております。また、ここから眺められる景観は素晴らしいものと思います。眼下には天塩川の育み、直下には基幹産業の農業、遠くを望めば土風山、また現在建設中の稚内までの高規格自動車道の開通など、天塩川からの展望に期待し、ぜひ実現されることを切望し、私からのお願いの理事者側の御所見を伺いまして、私の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

天塩川は、天塩岳に源を発し日本海に注ぐ国内4番目の長さを誇る朔北の大河で、開拓以来天塩川の水と肥沃な大地の恵みを受け、農業を基幹産業として発達してきた本市にとっては貴重な地域資源、財産であります。

岡崎議員お話しのとおり、天塩川水系の豊かな水は農業用水としての活用はもちろん、水道用水を初め冬期間には雪国の生活を快適に送るための流雪溝にも活用されるなど、市民生活に欠かすことのできないものであり、また、天塩川の魅力を観光資源としても幅広く活用していくことは必要であります。

そこで、お尋ねの天塩川堤防のアスファルト舗装の経緯と魚道の設置についてであります。初めに、天塩川の堤防天端のアスファルト舗装については、旭川開発建設部による天塩川改修工事のうち、天塩川上流天端保護工事の一環として行われているもので、舗装化することにより、雨水の築堤への浸透を抑制し健全に保つほか、河川巡視の効率化などを図ることを目的に施行されたものであります。施行区間はただいま岡崎議員お話しのとおりでありまして、中央橋から剣淵川の合流点までということであり、本年度で完了するとのことでありまして。

次に、魚道の整備についてであります。近年住民の生命と財産を守る治水の観点で河川改修や河道整備が進められる一方で、水辺空間における豊かな自然が失われることへの懸念が強まり、特に魚類の生息にかかわってはその対策として魚道整備が検討されてまいりました。天塩川についても、平成19年10月に策定された天塩川水系河川整備計画の中で、河川環境の整備と保全に関する事項の一つとして、魚類等の移動の連続性及び生息環境の保全が盛り込まれております。天塩川ではサクラマスなどの生息が確認されている中、その生息に障害とならない河川環境の改善を図るため、士別市内では下士別頭首工を初め6カ所の頭首工で魚道が整備されたものであります。

次に、天塩川をPRするための展望台を東山に設置してはとの御提言についてであります。このことにつきましては、東山に展望台を建設するものとして、名寄河川事務所などと協議を行うにしても多くの課題があると考えられるわけでありまして。

まず、見込まれるゾーンは市の浄水場に隣接する民有林でありますため、北海道の転用許可を受けた上で用地を取得することになり、加えて建設予定地までは道路がなく、新たな道路用

地の取得と整備費用が必要であり、展望台の建設や駐車場を整備するにも多額な事業費を要することになります。御承知のとおり本市の財政は厳しい状況であり、平成27年度以降については収支不足も見込まれるため、向こう3カ年の予算編成の枠組みとして中期財政フレームを策定したところであります。

こうした中で、多額の整備費を要する展望台の建設は事業の優先度を踏まえると、難しい取り組みであると考えられるものであります。また、国に要望するにいたしましても、同様に難しいと言わざるを得ません。

士別市内には、景観を眺望できる観光スポットとしては、羊と雲の丘観光施設から見渡せる牧歌的な情景や士別市街の町並み、日向保養センターから見下ろす多寄の田園風景、そしてゴルフ場からは中士別などの農村地域の田園風景、さらには川西地区のなだらかな丘陵地帯が広がる特徴的な景観などがあり、これらは有効に活用できる観光資源でもあり、市としてもPRに努めているところであります。

また、天塩川での魅力的な景観ポイントとしては、満水時の岩尾内湖からの放流などは圧巻でありまして、すばらしいものがあります。

本市は、天塩岳や岩尾内湖、天塩川を初めとする自然豊かな景観と、本年度から計画的に改修を行っている羊と雲の丘観光施設などの観光資源を有しておりますので、新たな観光資源としての施設を建設するということではなく、今ある資源を有効に活用しその魅力をより高めるとともに、積極的な情報発信により本市のすばらしい自然環境を広く伝えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、申し上げ答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 再質問ではありません。

今、相山副市長のほうから、当面この展望台については難しい士別の課題だということをお答えいただきました。緊急に、近々にそれを考えてみてはということではなくて、これから長い月日を経てそういうことも検討して、そして一番士別の町に近いところの位置ですから、そういうことを今後しっかり踏まえて、諦めムードの答弁ではなくて、先に向かっていろいろと御配慮願うことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

ここで昼食を含めて午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時36分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第92号 権利の放棄についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第92号 権利の放棄について、その概要を御説明申し上げます。

株式会社士別開発公社は、士別駅前の振興を図るための駅前ビル建設計画にあわせて、昭和34年5月にビルの賃貸事業などを行うことを目的として設立されました。以来、この公社ではビル賃貸事業に加え有線放送事業や土地建物取引業を行うなど、本市のまちづくりや産業振興の一翼を担い、昭和50年からはテナント用施設としてビル1、2階の賃貸事業を主としてきました。この間昭和52年にはビルの一部改修、昭和62年には大規模改修も行われました。

しかし、築50年以上が経過した中で、老朽化や耐震性の問題のほかテナント入居の減少など今後の管理運営が困難であるとともに、当初の目的に対しましては一定の役割を終えたものとの判断のもと、去る9月10日をもって公社の解散が決議され、現在清算の進められています。

清算に当たっては、公社が所有する駅前の土地を市が取得し、その代金をもってテナント入居者への移転補償費の支払いなどが進められてきました。また、ビル建物につきましては財産処分のため市が寄附譲渡を受けたところであり、現在3、4階の市営住宅部分も含め解体を進めているところです。

本市は、公社に対して資本金の出資に加え、昭和34年以降、毎年事業運営のための資金を貸し付けし、公社もその資金を活用して事業を運営してきましたが、このたびの清算に当たっては累積欠損金が資本金を上回る債務超過の状況から、出資金1,000万円と本年度の短期貸付金2,500万円のうち1,299万1,130円については、公社の財産を整理しても完済することができない状況にあります。

このことから、公社の事業運営のために貸し付けした短期貸付金2,500万円のうち1,299万1,130円の債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める次第であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、1点質問させていただきます。

今、説明にありました1,299万1,000円を債権放棄するということでもあります。残り1,200万8,000円、これの財源の根拠をまず教えていただきたい。あわせて、先ほど市長からも話がありました市からこの公社に1,000万円出資しているわけですが、これも全額棄損になるかどうか、あわせてお願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず、2,500万円の貸付金のうち1,299万1,130円が今回返還請求権を放棄していただく額と

いうことで、差し引きます1,200万8,870円の内訳ですけれども、まず公社所有の土地を市に売却したということで、1,303万1,000円の土地の売却代金があります。これ以外に公社がこの間運営をしてきています賃貸による収入、それから手持ちの現金等々合わせまして1,634万円を今年度持っている形になっています。そして、先ほどの説明でも市長のほうからありましたとおり移転補償費、これはテナント入居者の移転補償費ですが、これ以外にこの間の維持管理費、更には解散に当たっての諸経費、あるいは税等を合わせましてここで433万1,000円の費用等がかかっております。これら差し引きますと、最終的にこの公社が所有する現金が1,200万8,870円ということになりまして、2,500万円からその額を差し引いた今回1,299万1,130円の権利を放棄することについて議決をいただきたく、提案させていただいております。

2つ目にございました出資金の1,000万円についてでありますけれども、今回、公社については債務超過の状況により解散をすることになります。この場合、会社法に基づきまして、公社の株主総会、ここでの議決をもってこの出資金というのは消滅するというので定められております。いわば第三者の行為によって決定されたという状況になりますので、士別市としてこの権利の放棄に関して意向を示す余地がないという取り扱いになっておりますので、今回の権利放棄からは除外ということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、結果的には出資金も含めて2,299万1,130円の棄損ということですか。今事業経過ですけれども、26年度の決算どうなるかはわかりませんが、この辺の見解はどうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 中峰次長。

○総務部次長（中峰寿彰君） お答えいたします。

出資金、資本金としての出資金1,000万円がございますので、その分権利の放棄には該当しませんが、トータルといたしましては2,299万1,130円、この額が市のほうには入ってこないということになるものでございます。

○議長（丹 正臣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それではこれより採決に入ります。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成27年3月31日をもって任期満了となります山崎昭子委員の後任として小林恵子氏を人権擁護委員候補者に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。本案については推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は推薦同意と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、意見書案第20号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について、意見書案第21号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について、意見書案第22号 再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置を求める意見書について、意見書案第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について、意見書案第24号 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書について及び意見書案第25号 日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書について、以上6案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第20号から意見書案第25号までの6案件は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 以上、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成26年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時43分閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月18日

士別市議会議長 丹 正 臣

士別市議会副議長 谷 口 隆 徳

署 名 議 員 井 上 久 嗣

〃 粥 川 章

〃 斉 藤 昇